

令和5年度学術交流協定に基づく派遣交換留学生（第一期）募集要項

1. 交換留学について

「交換留学」とは大学（全学）間および部局間の協定に基づき、交換留学先へ「授業料不徴収」制度を利用して留学することをいう（一部、授業料をおさめる場合もある。）。佐賀大学内で交換留学応募者を対象に、派遣候補者を選考した後、派遣先協定大学へ出願する。受け入れ先大学によって最終的な受入の決定がなされる。

2. 応募資格

1) 佐賀大学の正規課程の学生（学部生・大学院生）

*日本国籍以外の学生に関しては、申請前に教務課留学生交流室に相談すること。

2) 派遣時に原則として学部2年次以上であること。

3. 留学先

佐賀大学が学術交流協定並びに学生交流覚書を交わしている大学であること（別表参照）。

4. 留学期間

1学期間もしくは1年以内。

5. 授業料

留学先の大学との協定に基づく。

6. 申請書類

まず、以下の URL よりユーザー登録を行うこと。

<https://www.ryu-go.com/area/p/octf5oftdo4tcsft9/kk5y7I/login.html?univId=SGXvsCnw1z3U>

その後、留学プログラム一覧より、「令和5年度学術交流協定に基づく派遣交換留学生（第一期）」を選択し、出願すること。

申請書類（様式1～4）は「プログラム詳細画面」の「ダウンロードファイル」よりダウンロードすること。また提出書類は、手書きではなく、タイプして作成すること。書類はPDF様式でアップロードすること。

1) 佐賀大学 交換留学申請書（写真貼付のこと）（様式1）

2) 学習計画書（様式2）

3) 教員による推薦書（様式3）

4) 成績証明書（和文）（学生センターで取得）

5) 語学能力証明（写）

6) 交換留学報告書（様式4）

帰国後、教務課留学生交流室へ提出することを義務づける。

7. 選考対象者

令和5年度前期（令和5年4月～9月）に出発の者

8. 提出期限

オンライン申請：令和5年1月10日（火）～13日（金）

9. 選考方法

派遣候補者および JASSO 海外留学支援制度奨学金、佐賀大学学生海外派遣奨励費、佐賀大学校友会海外派遣奨励金の受給候補者については、留学計画書、大学入学以降の学業成績、語学能力、面接結果等により、選考基準に基づき選考を行い、国際交流推進センターが決定する。

面接審査は令和5年1月18日（水）～20日（金）に実施の予定。詳細は後日連絡する。

1 0. 学内選考結果

令和5年1月下旬以降

なお、最終的な受入決定は、受入大学が行う。

学内選考の結果は教務課留学生交流室より本人に連絡をする。

1 1. 令和5年度第一期派遣学生を対象とした奨学金について

◎令和5年度 JASSO 海外留学支援制度奨学金（返還不要）

行先により月額6～8万円を最大1年間支給

◎佐賀大学校友会海外派遣奨励金（1人あたり30万円を上限とする）

留学期間が1年間の学生に30万円、半年の学生に15万円の一時金を3名程度に支給

渡航支援金を10万円を上限として支給

◎佐賀大学学生海外派遣奨励費

留学期間が1年間の学生に30万円、半年の学生に15万円の一時金を3名程度に支給

1 2. 留学中の身分

授業料不徴収協定の適用を受けて協定校へ留学する場合の本学の在籍身分は「留学」となる。

授業料不徴収協定により協定校への授業料は発生しないが、佐賀大学の授業料は納めなければならない。在籍身分を「休学」にすることはできない。

留学中および帰国後の身分、履修計画については、指導教員および所属部局の教務担当者と事前によく相談をすること。

1 3. その他

「コロナ禍における本学学生の海外派遣にかかる基本方針」を満たすこと。内容については、以下を確認すること。

<https://www.irdc.saga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/903c253564349cf034abaf3d7348ad5d.pdf>

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響によっては、派遣中止となる可能性もあるため、理解の上応募すること。

1 4. 問合せ

国際交流推進センター・教務課留学生交流室

TEL: 0952-28-8169

Fax: 0952-28-8819

E-mail: st-ab@mail.admin.saga-u.ac.jp